

改 正 後

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

平成22年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

○ この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供しての方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。

- 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
- 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

○ この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号 -	フリガナ	
	電話番号 ()	氏名	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成 年 月 日	再居住開始年月日	平成 年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の再適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	<input type="checkbox"/> 【再び居住の用に供した場合の適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	⑦ 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
取得対価の額	⑧ 円	⑨ 円
総(床)面積	⑩ m ²	⑪ m ²
うち居住用部分の(床)面積	⑫	⑬

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑭ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額	⑮ 円
うち居住用部分の金額	⑯

※ ⑮の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 控除証明書の要否

平成23年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑰	円
※ 三面の⑰の金額を転記します。		00

※ ⑰の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。

整理欄 入力 住民 台帳番号 一連番号

改 正 前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

平成21年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合に使用します。

○ この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

住所	郵便番号 -	フリガナ	
	電話番号 ()	氏名	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	平成 年 月 日	再居住開始年月日	平成 年 月 日
再び居住の用に供した家屋の所在地			
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()		

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	⑦ 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
取得対価の額	⑧ 円	⑨ 円
総(床)面積	⑩ m ²	⑪ m ²
うち居住用部分の(床)面積	⑫	⑬

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑭ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額	⑮ 円
うち居住用部分の金額	⑯

※ ⑮の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 控除証明書の要否

平成22年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

※ 三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

次のいずれか該当する番号を「番号」欄に書きます。

- 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方(2から5のいずれかを選択する方を除きます。)
- 平成19年中又は平成20年中に居住の用に供し、「住宅借入金等特別控除の特例」を選択した方
- 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供し、「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方
- 平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供し、「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方
- 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した方

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑰	円
※ 三面の⑰の金額を転記します。		00

※ ⑰の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。

整理欄 入力 複写 住民

改 正 後	改 正 前		
<p>個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面の書き方】</p> <p style="text-align: center;">平成22年分(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方</p> <p>○ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)は、まず、1、2、3及び4の該当する欄を書き、次に5により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>○ 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄 所定の欄に該当する事項を書いてください。 また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。 なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック(し)します。</p> <p>○ 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>○ 「5 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄 三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、一面の⑨欄に転記します。</p> <p>○ 申告書への転記等 一面の⑨の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成20年4月13日居住開始)を書きます。</p> <p>○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この計算明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【再び居住の用に供した場合の再適用】</p> <p style="text-align: center;">再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合</p> <p>① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【再び居住の用に供した場合の適用】</p> <p style="text-align: center;">再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</p> <p>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</p> </td> </tr> </table> <p>○ 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を読んでください。</p> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>	<p style="text-align: center;">【再び居住の用に供した場合の再適用】</p> <p style="text-align: center;">再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合</p> <p>① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p>	<p style="text-align: center;">【再び居住の用に供した場合の適用】</p> <p style="text-align: center;">再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</p> <p>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</p>	<p>個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面の書き方】</p> <p style="text-align: center;">平成21年分(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方</p> <p>○ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)は、まず、1、2、3及び4の該当する欄を書き、次に5により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。</p> <p>1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄 所定の欄に該当する事項を書いてください。 なお、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。</p> <p>2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。</p> <p>3 「5 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄 三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑨欄に転記します。</p> <p>4 申告書への転記等 ⑨の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に転記します。 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成19年4月13日居住開始)を書きます。</p> <p>○ この控除を受ける場合には、①住民票の写し及び②金融機関等から交付を受けた「証明書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。</p> <p>○ 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けられる方へ」を読んでください。</p> <p>○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。</p>
<p style="text-align: center;">【再び居住の用に供した場合の再適用】</p> <p style="text-align: center;">再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合</p> <p>① 住民票の写し ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書</p>	<p style="text-align: center;">【再び居住の用に供した場合の適用】</p> <p style="text-align: center;">再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合</p> <p>① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 当初居住した年において居住の用に供していたことを証する書類(当初その家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票など) ③ 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類</p>		

改 正 後

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】
平成22年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
○この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方を参照してください。

氏名 _____

1 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
取得対価の額等 ①	一面の㉑ 円	一面の㉒ 円	/	一面の㉔ 円
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	②			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (①又は①×②)	円	円	(㉑の㉓+㉒の㉓) 又は(㉓の㉓+㉔の㉓)	円

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ④	円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の㉙の割合) ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	%	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (四面の㉙の金額) ※連帯債務がない場合には、㉙の金額を書きます。	円	円	円	円
③と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦				
居住用割合 ⑧ ※小数点以下第1位まで書きます。	(一面の㉑÷㉓) %	(一面の㉒÷㉓) %	%	(一面の㉔÷㉓) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧) ⑨	円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉕の⑨+㉖の⑨+㉗の⑨+㉘の⑨) ※ ㉙の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉙」欄に転記します。				㉙

※ ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。
③の金額(円) - 特例の適用を受けた金額(円) = (円)

3 特定の増改築等に係る事項
※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)
2 障害者(1に該当する方を除きます。)
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪	円
交付等を受ける補助金等の合計額	⑫	
(⑪ - ⑫) ※30万円を超える場合に限り。	⑬	
断熱改修工事等の費用の額 ※30万円を超える場合に限り。	⑭	
特定断熱改修工事等の費用の額 ※30万円を超える場合に限り。	⑮	
特定の増改築等工事の費用の額(⑬+⑮)	⑯	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑯又は⑯×①の②)	⑰	
特定増改築等住宅借入金等の年末残高 (⑰と⑨のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	⑱	

※ ⑬の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
※ ⑭又は⑮の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】
平成21年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

提出用

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
○この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方を参照してください。

氏名 _____

1 家屋や土地等の取得対価の額

	㉑ 家屋	㉒ 土地等	㉓ 合計	㉔ 増改築等
取得対価の額等 ①	一面の㉑ 円	一面の㉒ 円	/	一面の㉔ 円
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	②			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (①又は①×②)	円	円	(㉑の㉓+㉒の㉓) 又は(㉓の㉓+㉔の㉓)	円

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ④	円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の㉙の割合) ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	%	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (四面の㉙の金額) ※連帯債務がない場合には、㉙の金額を書きます。	円	円	円	円
③と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦				
居住用割合 ⑧ ※小数点以下第1位まで書きます。	(一面の㉑÷㉓) %	(一面の㉒÷㉓) %	%	(一面の㉔÷㉓) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧) ⑨	円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉕の⑨+㉖の⑨+㉗の⑨+㉘の⑨) ※ ㉙の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉙」欄に転記します。				㉙

※ ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。
③の金額(円) - 特例の適用を受けた金額(円) = (円)

3 特定の増改築等に係る事項
※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

あなた又は同居親族の方が該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)
2 障害者(1に該当する方を除きます。)
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪	円
交付等を受ける補助金等の合計額	⑫	
(⑪ - ⑫) ※30万円を超える場合に限り。	⑬	
断熱改修工事等の費用の額 ※30万円を超える場合に限り。	⑭	
特定断熱改修工事等の費用の額 ※30万円を超える場合に限り。	⑮	
特定の増改築等工事の費用の額(⑬+⑮)	⑯	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑯又は⑯×①の②)	⑰	
特定増改築等住宅借入金等の年末残高 (⑰と⑨のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	⑱	

※ ⑬の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
※ ⑭又は⑮の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面の書き方】 平成22年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方 (再び居住の用に供した方用)</p> <p>1 「2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄</p> <p>(1) ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。) なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ <p>また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑧欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。 なお、⑤の⑧欄と⑥の⑧欄の割合又は⑦の⑧欄と⑧の⑧欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑤の面積は「㉟×⑤の⑧」又は「㉟×⑦の⑧」とし、⑥の⑧欄は、それぞれ⑤の⑧欄の割合又は⑦の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑤の⑧欄と⑦の⑧欄の割合又は⑦の⑧欄と⑧の⑧欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑧欄の割合又は⑦の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑨欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。</p> $\text{i ⑥の⑦欄の金額(円)} \times \frac{\text{④の③欄又は⑤の③欄の金額(円)}}{\text{㉟の③欄の金額(円)}} \times \text{⑥の⑧欄又は⑦の⑧欄の割合(\%)} = (\text{円})$ $\text{ii ⑥の⑦欄の金額(円)} \times \frac{\text{⑥の③欄の金額(円)}}{\text{㉟の③欄の金額(円)}} \times \text{⑥の⑧欄の割合(\%)} = (\text{円})$ <p>(4) ⑩欄は、次のiからviiに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成21年中に居住の用に供した場合(viiの場合を除きます。)…5,000万円 ii 平成20年中に居住の用に供した場合(viiの場合を除きます。)…2,000万円 iii 平成19年中に居住の用に供した場合(viiの場合を除きます。)…2,500万円 iv 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円 v 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円 vi 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円 vii 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合…1,000万円</p> <p>2 「3 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>(1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑫交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。</p> <p>(3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」(平成21年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、「第26条の28の5第9項に規定する改修工事の費用の額」)の金額を書きます。</p> <p>(4) 「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>3 三面への転記</p> <p>⑩の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」欄に転記します。 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、⑩の金額及び⑪の金額を三面の「4 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p>	<p>個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面の書き方】 平成21年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方 (再び居住の用に供した方用)</p> <p>1 「2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄</p> <p>(1) ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。) なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ <p>また、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑧欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。 なお、⑤の⑧欄と⑥の⑧欄の割合又は⑦の⑧欄と⑧の⑧欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑤の面積は「㉟×⑤の⑧」又は「㉟×⑦の⑧」とし、⑥の⑧欄は、それぞれ⑤の⑧欄の割合又は⑦の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑤の⑧欄と⑦の⑧欄の割合又は⑦の⑧欄と⑧の⑧欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑧欄の割合又は⑦の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑨欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。</p> $\text{i ⑥の⑦欄の金額(円)} \times \frac{\text{④の③欄又は⑤の③欄の金額(円)}}{\text{㉟の③欄の金額(円)}} \times \text{⑥の⑧欄又は⑦の⑧欄の割合(\%)} = (\text{円})$ $\text{ii ⑥の⑦欄の金額(円)} \times \frac{\text{⑥の③欄の金額(円)}}{\text{㉟の③欄の金額(円)}} \times \text{⑥の⑧欄の割合(\%)} = (\text{円})$ <p>(4) ⑩欄は、次のiからviiに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成20年中に居住の用に供した場合(viの場合を除きます。)…2,000万円 ii 平成19年中に居住の用に供した場合(viの場合を除きます。)…2,500万円 iii 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円 iv 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円 v 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円 vi 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合…1,000万円 vii 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合…3,000万円</p> <p>2 「3 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>(1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑫交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。</p> <p>(3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑬断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(4) 「⑭特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>3 三面への転記</p> <p>⑩の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑩」欄に転記します。 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、⑩の金額及び⑪の金額を三面の「3 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「4 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p>

改 正 後				
個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】				
○平成22年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用) 次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。				
氏 名 _____				
提出用	住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 二面の⑩の金額を転記します。		⑩ _____ 円	
	番号	居住の用に供した日等	算式等	
	1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から5のいずれかを選択する場合があります。)	平成21年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高50万円) 円 00
			平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高20万円) 円 00
			平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高25万円) 円 00
			平成18年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高30万円) 円 00
			平成17年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高40万円) 円 00
			平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高50万円) 円 00
			平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.0075 = \text{⑰}$ (最高37万5千円) 円 00
			平成11年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.005 = \text{⑰}$ (最高25万円) 円 00
	2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.006 = \text{⑰}$ (最高12万円) 円 00
			平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.006 = \text{⑰}$ (最高15万円) 円 00
	3	認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.012 = \text{⑰}$ (最高60万円) 円 00
	4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩ の金額(最高1,000万円)……… ⑳ () 円 ⑰ (最高12万円) 円 ㉑ の金額() $\times 0.02 + (\text{㉒} - \text{㉓}) \times 0.01 =$ 00
	5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩ の金額(最高1,000万円)……… ⑳ () 円 ㉑ の金額() $\times 0.02 + (\text{㉒} - \text{㉓}) \times 0.01 =$ 00

※ ⑩の金額を一面の⑱欄に転記します。

改 正 前						
個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】						
○平成21年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用) 次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。						
氏 名 _____						
提出用	住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 二面の⑩の金額を転記します。		⑩ _____ 円			
	番号	居住の用に供した日等	算式等			
	1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から5のいずれかを選択する場合があります。)	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高20万円) 円 00		
			平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高25万円) 円 00		
			平成18年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高30万円) 円 00		
			平成17年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高40万円) 円 00		
			平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.01 = \text{⑰}$ (最高50万円) 円 00		
			平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.0075 = \text{⑰}$ (最高37万5千円) 円 00		
			2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.006 = \text{⑰}$ (最高12万円) 円 00
					平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑩} \times 0.006 = \text{⑰}$ (最高15万円) 円 00
	3	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩ の金額(最高1,000万円)……… ⑳ () 円 ㉑ (最高12万円) 円 ㉒ の金額() $\times 0.02 + (\text{㉓} - \text{㉔}) \times 0.01 =$ 00		
	4	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑩ の金額(最高1,000万円)……… ⑳ () 円 ㉑ (最高12万円) 円 ㉒ の金額() $\times 0.02 + (\text{㉓} - \text{㉔}) \times 0.01 =$ 00		
	5	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑩が1,000万円以下のとき	$\text{⑩} \times 0.02 = \text{⑰}$ 円 00		
			⑩が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	$\text{⑩} \times 0.01 + 10万円 = \text{⑰}$ 円 00		
			⑩が2,000万円を超えるとき	$\text{⑩} \times 0.005 + 20万円 = \text{⑰}$ (最高35万円) 円 00		

※ ⑩の金額を一面の⑱欄に転記します。

改 正 後

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【四面】

平成22年分連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書
(再び居住の用に供した方用)

提出用

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

四面

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		㉑(あなた)	㉒(共有者)	㉓(共有者)	㉔ 合計等
取 得 し た 土 地 等 の 資 産	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ㉑	/			円
	各共有者の共有持分 ㉒	—	—	—	
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(㉑×㉒) ㉓	円	円	円	
取 得 し た 土 地 等 の 資 産	土地等の取得対価の額 ㉔	/			円
	各共有者の共有持分 ㉕	—	—	—	
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(㉔×㉕) ㉖	円	円	円	
取 得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(㉓+㉖) ㉗				円(㉓+㉖+㉗)
	各共有者の自己資金負担額 ㉘				円(㉓+㉖+㉗)
	各共有者の単独債務による当初借入金額 ㉙				円(㉓+㉖+㉗)
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ㉚				円
連 帯 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額	連帯債務による当初借入金額 ㉛				円
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ㉜				円

※1 ㉑欄及び㉒欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)

※2 ㉑と㉔の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、㉓及び㉖の㉗の金額と㉔の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(㉛-㉜-㉝)	㉞(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(㉞÷㉝)	%	%	%	%	100.00
※ 小数点以下第2位まで書きます。					
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(㉞×㉝)	円	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高(㉞+㉝)					

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。

※2 ㉞の割合及び㉝の金額を各共有者の二面の㉞欄及び㉝欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【四面】

平成21年分連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書
(再び居住の用に供した方用)

提出用

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

四面

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		㉑(あなた)	㉒(共有者)	㉓(共有者)	㉔ 合計等
取 得 し た 土 地 等 の 資 産	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ㉑	/			円
	各共有者の共有持分 ㉒	—	—	—	
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(㉑×㉒) ㉓	円	円	円	
取 得 し た 土 地 等 の 資 産	土地等の取得対価の額 ㉔	/			円
	各共有者の共有持分 ㉕	—	—	—	
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(㉔×㉕) ㉖	円	円	円	
取 得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(㉓+㉖) ㉗				円(㉓+㉖+㉗)
	各共有者の自己資金負担額 ㉘				円(㉓+㉖+㉗)
	各共有者の単独債務による当初借入金額 ㉙				円(㉓+㉖+㉗)
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ㉚				円
連 帯 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額	連帯債務による当初借入金額 ㉛				円
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ㉜				円

※1 ㉑欄及び㉒欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)

※2 ㉑と㉔の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、㉓及び㉖の㉗の金額と㉔の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(㉛-㉜-㉝)	㉞(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)	円(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(㉞÷㉝)	%	%	%	%	100.00
※ 小数点以下第2位まで書きます。					
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(㉞×㉝)	円	円	円	円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高(㉞+㉝)					

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。

※2 ㉞の割合及び㉝の金額を各共有者の二面の㉞欄及び㉝欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。